

議案第 5 2 号

市川市職員の定年等に関する条例の一部改正について

市川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

リハビリテーション病院の廃止に伴い、医師及び歯科医師である職員の定年に係る規定を削る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。